

## 第4回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会
事務局（担当 課）	教育部庶務課
開催日時	平成27年4月22日 午後2時
開催場所	教育委員会室
出席者	委員 菅谷 眞（委員長）、嶋田 由美（委員長職務代理者）、千馬 英雄、渡邊 靖彦、三田 一則（教育長）
	その他 庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事
	事務局 庶務課庶務係長、庶務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人1人
非公開・一部公開の場合は、その理由	第26号議案は人事案件のため非公開とする。
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第23号議案：豊島区教育委員会事務局設置規則の改正について</li> <li>2. 第24号議案：豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について</li> <li>3. 第25号議案：平成27年度 豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について</li> <li>4. 第26号議案：臨時職員・非常勤職員の任免</li> <li>5. 陳情第1号：中学校教科書採択についての陳情について</li> <li>6. 協議事項第1号：豊島区図書館経営協議委員の推薦について</li> <li>7. 協議事項第2号：豊島区立学校教科用図書採択について</li> <li>8. 報告事項第1号：平成27年度豊島区立図書館予算概要について</li> <li>9. 報告事項第2号：平成27年度 豊島区立図書館の特別整理に伴う休館について</li> <li>10. 報告事項第3号：駒込図書館・千早図書館の大規模改修工事に伴う休館について</li> <li>11. 報告事項第4号：豊島区教育ビジョン2015の冊子完成及び追加のパブリ</li> </ol>

	<p>ックコメントについて</p> <p>1 2. 報告事項第 5 号：平成27年4月1日・4月7日現在 自動・生徒数及び学級数</p> <p>1 3. 報告事項第 6 号：池袋第一小学校の建替え等を考える会の立ち上げについて</p> <p>1 4. 報告事項第 7 号：平成27年度 第一回豊島区総合教育会議について</p>
--	---

菅谷委員長)

それでは第4回教育委員会臨時会を始めます。

本日の署名委員は、渡邊委員と嶋田委員にお願いいたします。

(6) 協議事項第1号 豊島区図書館経営協議委員の推薦について

<図書館課長 資料説明>

菅谷委員長)

御説明いただきました豊島区図書館経営協議委員会委員の推薦ですが、今は千馬委員にお願いしています。千馬委員は今2年でしたね。

三田教育長)

千馬委員には、まず2年間どういことをやってきたのかご報告いただきたいと思います。それから、私たちの中で委員を決める形になると思うのですが、慣れている人がいいのか、それとも新しい人がいいのか、その点委員の先生方の率直なご意見を、お聞かせ願いたいと思います。

千馬委員)

私も参加させていただいていろいろ勉強になった2年間でした。とりわけ中央図書館あるいは地域図書館との連携を深めながら、学校図書館をどう盛り上げていくかという議論が印象に残っています。昨年2年間、特にそれを中心に議論させていただいて、地域の区民の方も参加されている会議ですので、いろいろなところから学校教育に対する理解を深めていただけたかと思います。

学校図書館は、学校教育を進める上でのキーワードとなる大切な役割を担っていますので、そういう大事な仕事を図書館でやってくださるということについて、私自身は大変敬意を表したいと思っています。また今度、子どもに視点を当てて子ども読書活動をやっただけということ、非常にありがたいと感じています。

菅谷委員長)

委員の先生方、どうでしょうか。立候補されたい方いらっしゃいますか。

渡邊委員)

今年は子ども読書活動の案をつくるということなので、子どもたちに密着している方がよいと思います。また図書館の活用度については、学校でも重要な部門に位置づけられています。それらの点を考慮すると、学校現場に詳しく、なおかつ2年間の実績がある千馬委員に、引き続きやっていただければ、子ども読書活動の案をつくるに際して、

非常に有益ではないかと思えます。

嶋田委員)

同感です。ぜひお願いしたいと思います。

菅谷委員長)

私も、学校図書館の利用に関しては専門的な部分があると思えますので、学校の先生の御経験がある方にぜひ期待したいと思います。今、ほかの委員から千馬先生にもう1年お願いしたいとのご意見がでておりますが、いかがでしょうか。

千馬委員)

さして役に立たないかもしれませんが、私でよければ勉強も含めて、代表して頑張ってみりたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(8) 報告事項第1号 平成27年度豊島区立図書館予算概要について

(9) 報告事項第2号 平成27年度豊島区立図書館の特別整理に伴う休館について

(10) 報告事項第3号 駒込図書館・千早図書館の大規模改修工事に伴う休館について

<図書館課長 資料説明>

菅谷委員長)

御意見あるいは御質問ございますか。

この予算の数字の単位は、万ですか。

図書館課長)

千円でございます。

三田教育長)

報告事項3号について質問です。駒込図書館と千早図書館が工事により休館ということですが、学校の図書交換便については学校側に連絡が済んでいるのでしょうか。またそれについて代替措置はとれていますか。

図書館課長)

学校との関係は、滞りなくできるような形で準備しております。それから、施設は休館しますが、学校支援のほうは巣鴨において連携を組んで行います。

代替施設ですが、代替の窓口というのは、読み込み端末の電算を引かなければならない関係で難しいところです。ですが駒込につきましては、ちょうど各区の図書館が、集中しているところでして、文京区の2館、北区の2館が大体1,000メートルぐらいのところがございますので、それを御利用いただくことができるかと思えます。千早のほうも、板橋と小茂根図書館が近いですし、区内でいえば池袋と目白を御利用いただくことも可能です。

千馬委員)

経営連絡協議会で、地域図書館に地域の特色をあらわしたコーナーがあるとありがたいという要望を出していたのですが、この間巣鴨図書館のオープニングセレモニーに参加し

たときに、まさに地域の特色を前面に出したコーナーがありまして、これは学校の教員も活用できるなという感想を持ちました。今度、駒込と千早の改修の際には、そういうことも頭に入れていただくとありがたいと思います。

図書館課長)

経営協議会でも、地域資料の充実ということについて御議論をいただきました。各図書館が特色のある図書館をつくるということで進めていきたいと思っております。

三田教育長)

ちょうど6年前に勤労福祉会館で明治女学校の資料展示がありまして、その関係資料は全部巣鴨図書館で収集してくれていました。その際地域の図書館はこんなに頑張っているのかと強い印象を受けました。

この間、雑司が谷が未来遺産になったときも、昔から読み聞かせの会の取り組みをやっている人たちがつくった切り絵の紙芝居が、審査員の心を打ったそうです。30年前に出版したもので、今は絶版で各学校に1冊しかありません。地域の眠れる重要な教材として、子どもたちに残していくべき資料等も考えていかなければならないと思いました。地域のそういうすぐれた活動を、できたら教育委員会にも情報をいただけるとありがたいです。教育委員会としても、地域についてなにも知らないのではいけないと思い、反省致したところです。

教育部長)

今度の図書館の計画を立てるという話の中で、教育委員会と連携をとってやっていくという話があったかと思いますが、それについて詳しく説明をお願いします。

図書館課長)

図書館等整備計画の年間スケジュールについてもご報告できればよかったですのですが、申し訳ございません、次回に報告させていただきたいと思っております。

1年間の予定で計画を立てていきますが、その中の目玉として学校図書館との連携を盛り込んでいきたいと思っております。

校長先生、幼稚園の園長先生にも策定委員会に入っていていただいて、そういうメンバーでやりたいと思っております。

図書館と学校がメインになると思いますが、例えば読書に関する保育園や区民ひろば、保健所等、そういうものを総合的にまとめた内容になります。今まで10年間の計画で二次まで来まして、今度三次計画となりますので、子ども読書活動の施策は、ほぼ出尽くし、それを拾い集めるような形になります。ですがまた新しい内容も含まれていくと思いますので、特に学校と図書館の連携というところは、重点を置いていきたいと思っております。

菅谷委員長)

嶋田委員、何かありますか。

嶋田委員)

学校の中だけだと、図書館、蔵書の冊数の問題と予算の問題もあると思うので、学校が

うまくそういう地域のものを活用できればいいと思います。また初めて明治女学校の資料に関する話を聞いて、私自身も自分の研究としてすごく関心があるところなので、ぜひ閲覧したいと思いました。子どもたちにもどのように学校の歴史が成り立っているかを学ぶために、活用できるいい教材がありそうな気がいたします。ぜひ連携をとっていただくようお願いいたします。

菅谷委員長)

図書館の利用について、PTAでは話題にあがるのでしょうか。渡邊委員、どうですか。渡邊委員)

PTAでは以前から読み聞かせ活動を通して、どうか学校の本を借りてくださいと呼びかけをしていたのですが、蔵書の数が圧倒的に足りないということで、地域図書館と連携し、地域図書館の活用を積極的に促しているという状況です。地域の図書館とつながりができることによって、図書館の司書さんからいろいろな情報をいただくことができ、今まで何年もやってきた読み聞かせ活動がさらに発展してきています。各学校を回らせていただくと、今いろいろな箇所子どもに対して読書の活用が促されているような気がします。展示でおすすめの本もいろいろ飾ってあるのですが、ああいうものもプロに教わってやっているため、かなり関心度が高まってきていると思います。特に本を読むということは、中学校だと授業が始まる前の10分間、読書タイムのときくらいで、今の子どもは基本的に本から遠ざかっている感じがします。区内を見ても、街の中の本屋さん、最近結構減っていますよね。

人口に対する本屋さんの割合がどの程度なのか、過去に統計があったそうですが、人口は多いのに本屋さんがないというケースも見受けられました。これは一つにはインターネット販売が普及しているからという理由があるかもしれませんが、そうすると圧倒的に本を手にとってみるということが今の子どもたちにはできないことになります。その点図書館にはすごくいろいろな本があって、これを見に来たけれどもこれも見たいと思うこともあるのでぜひ活用していくべきだと思います。また学校の図書館は子ども用ですが、地域の図書館は関連したものがずらっとあるので、自分の学年よりも上のものを見る機会もあり、大変子どもたちには有益かと思います。

それから、工事期間はかなりいろいろ検討されて決まったことかと思うのですが、1年間の工事は仕方ないにしても、例えば千早図書館みたいに短期間の場合に、夏休み期間には地域の図書館を活用する子どもたちが結構増えるので、夏休み期間を外すことはできなかったのかなと思いました。できれば例えば9月から暮れにかけてであれば、長期休暇中に子どもたちが図書館を活用できることが担保できたのではないかと思います。本を借りたり調べたりするだけでなく、ただ友達同士で集まって勉強をするという子どももかなり増えているみたいで、そうすると図書館というのはすごく行きやすい場所かと思います。学校は夏休み中はなかなか入れませんが、図書館であれば午前中に集合して、一遍御飯を食べに帰って、また午後勉強するということもできますし、なおかつ宿題や研究に使う

資料もあるので、結構図書館は使われているようです。今後もしそういう改修等があり、可能であるならば、子どもたちがまとまって利用できるいいチャンスの時期を外していただくと、今より図書館の活用はうまくいくのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

図書館課長)

今回、千早図書館では、耐震の工事が行われます。耐震工事ですと予算をとってなるべく早くやらなければなりません。工事の効率を浮かせようというところがありまして、図書館と前の地域文化創造館を同時に工事するという形をとっております。駒込を工事しておりますので、それとは本当は時期をずらしたほうがいいのですが、それはかないませんでした。

それから、千早に関しまして7月に工事が終わりますが、ICタグを今度初めてつけます。本1冊ずつにつけていきますので、3週間ぐらいかかります。この機会でないといけないものですから、8月まで入り込んでしまい申し訳ございません。なるべく早くできるようにしたいと思います。

菅谷委員長)

工期についても、今後は配慮していただければと思います。

新しい図書館がこの地域の情報の発信の場、あるいは資料館的な意味を持った図書館として、今まで以上に活用されていくといいなと思います。

私はまだ巣鴨図書館に行っていないのですが、この間、図書館に行った方がたまたま患者さんで来られて、すごくきれいになって、すごくいいという、評判を伺いました。

そういう新しい図書館は、住民の方も期待しているのではないかと思います。どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今の御説明について、皆さん了承していただいたということでよろしいですね。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(1) 第23号議案 豊島区教育委員会事務局設置規則の改正について

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

特に異議はございませんね。

(委員全員異議なし 第23号議案了承)

(2) 第24号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

何かご意見ありますか。

三田教育長)

2つ質問です。一つに、衛生委員会というのは、健康管理と風紀の管理も含めてであると

思うので、職員団体の代表も推薦したり入ったりして、最終的には教育委員会で決定しているため、ルールをちゃんとつくって労使関係を結んできていると思います。しかし昨年の本区の事例で、教育委員会を通したのかどうかはわかりませんが、都教委にパワハラというようなことが一定の職員団体から入ったと聞いています。せっかく委員会をつくっているにもかかわらず、パワハラかどうかという議論が、そういう違った次元でされるというのは非常に心外でした。議論するのであれば、委員会で事実関係をきちんと洗いだして行くべきだと思いますし、処理できないものについては、都教委に上げていくべきだと思います。私はこのような認識でいますが、この組織が実際に機能していたのかどうかお伺いしたいです。

それともう1点です。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、これに関しては様々なマスコミで問題になっており、あつてはならないことだと思いますが、あくまでもハラスメントというのは、本人がそうだと思って訴えればハラスメントになるという性質もあり、非常に微妙で難しいところがあります。そういったときに、学校の組織の中で苦情相談ができるポストを決めていると思うのですが、学校内の人とあわせて、第三者的にきちんと聞くことができる状態が確保されているのかどうか、その点教えていただきたいです。以上2点、質問致します。

指導課長)

まず1点目でございますが、パワーハラスメントの訴えがあったのは一昨年になります。その中身につきましては、東京都から私にも問い合わせがございまして、指導課を中心にいろいろと調査をいたしました。パワーハラスメントというのは認定も非常に難しいですし、立場が違うと言いつても違うということで、それぞれから丁寧に事情聴取をしたのですが、最終的には明確に事実を判定することができませんでした。

学校衛生委員会は、基本的には健康障害を防止するということが中心でございますので、パワーハラスメントの行為そのものについては、私ども指導課で第一義的にはお受けをすることになるかと考えております。

それから、校内の相談体制の問題に関してでございます。基本的にはいわゆるハラスメントにつきましては、副校長が窓口となって相談に応じるという体制を整えております。しかしながら、例えば相談されるとき相談を受ける側が当事者である、あるいは校内では相談がなかなか難しい場合には、その後のことを考えると相談しづらいということもあるかと思えます。そういうものにつきましては、私ども教育委員会において、まずはメールで秘密を保持することを前提に御相談をお受けすると、こういう二段構えで対応することになっております。

菅谷委員長)

委員の先生、他に何か御質問ありますでしょうか。

衛生委員会ですので、多少内容には環境的なものも含まれているのでしょうか。そうすると、例えば学校薬剤師さんの意見や御指導があるとよりいいかと思うのですが、その辺

についてはどうなのでしょう。

指導課長)

御指摘のとおりでございます。学校を巡回した際には、空調設備などの施設設備、あるいは温度、採光について確認をいたしております。また、学校薬剤師の先生方にも、各学校では年に1度、学校の保健委員会等々を校医の先生方もお集まりをいただいて実施しておりますので、その中で校長が学校衛生管理者の立場から、校内の環境衛生について全校でいろいろと御指導をいただいているところでございます。

三田教育長)

私もいろいろな学校や地域を回って聞く言葉のひとつに、学校の先生方が子どもたちには受動喫煙防止法で禁煙教育をやっているのに、先生自身がたばこ吸っているということがあります。それで結局、室内で吸えないので外へ出て吸っているのですが、地域から見ると非常に見苦しいようです。個人の自由、嗜好の自由というのが一方でありながら、一方で指導する側であるのにどうなのかという、厳しい目で見られているというところがあります。そうしたことに関して、管理職の先生方もいろいろと思案をしているし、苦肉の策でそういう対応をされているのだと思いますが、もう少し一歩前進して、禁煙教育をやりながら自分自身も禁煙医療にかかって喫煙をやめるとか、強要はできませんが、そうした努力はすべきじゃないかと私は思います。私自身は喫煙者ではないので、通勤途上でも前の人たばこを吸っていると、せき込んでつらい思いをしますが、吸う人からすると煙がなくなると禁断症状になるということもあると思います。だから、その辺、学校という教育機関が持っている責務として、この衛生委員会も議題にして、どのように努力をしたらいいのかということを考えていかなければいけないし、そういう機能をしていなかったら、地域社会から学校は何をやっているのかという話になってしまいます。その辺、実態はいかがでしょうか。

指導課長)

昨年度の学校衛生委員会におきましては、残念ながらこの喫煙の問題というのは取り上げられず、主に教員の多忙化、あるいは昨年度から本区はシーフォース、校務支援システムを導入しておりますので、こちらをどのように有効に使っていったらいいのかというような議論が出ておりました。

禁煙ということにつきましては、一昨年度だったでしょうか、ある中学校で生徒が先生に対して、たばこは体に悪いからやめたほうがいいですよと言ったところ、どうもあまり芳しくない反応をしたようで、子どもを傷付けてしまったという事例があったようです。基本的に校内、敷地内禁煙ですので、個人の嗜好の問題もあるかもしれませんが、もう今後たばこは吸わないという方向で、教員も努力していく必要があるだろうと考えております。また、新庁舎も私が伺ったところでは、喫煙スペースは全くないということですので、そういった時代の流れに合わせていくということも教育者として大事なことだと思います。ぜひ衛生委員会にはこのことをしっかり取り上げていけるよう、部長が最高責任者、総括

の責任者ですので、お願いをしていこうと考えております。

菅谷委員長)

千馬先生、何かありますか。

千馬委員)

私も現場に行って、特にインフルエンザも含めて空調には気をつけていたつもりですが、意外と見落とすのが職員室の空調かと思います。先生方の健康が、子どもたちはもとより大事ですので、点検をされるときに気を引き締めて、職員室、校長室の空調がきちんと機能しているのか、今の空調設備で十分なのか、チェックされるといいのかなと思いました。それもあわせてよろしくお願いします。

菅谷委員長)

それでは、渡邊委員、何かありますか。

渡邊委員)

民間でも精神衛生上の健康というのは非常に問題になっていて、今人の心が弱くなっており、逆に、他人に対してつらく当たる部分が強くなっているというのは、一般企業でもかなり見られる傾向です。特に先生方は、同じ職を持って、資格を持ってやっている方ですが、キャリア等によっても状況が違いますし、学校における状況も違うので、非常に内面的に苦勞される部分があるかと思います。何かあれば早いうちに相談していただいて、手を打って、重篤なことにならないようにしていただくと良いかと思います。軽い思っているうちに、大病になってしまう方が結構多く、そういう方は、大体お医者さんにかかって、休職して、最終的には退職につながってしまうこともあります。早期に対応してもらえば何とかなるはずですので、もしも何かあるようであれば、ちゃんと対応するということが現場の先生方に上手に伝えていただければいいなと思います。特に若い先生を採用している比率が高く、若者は頑張り過ぎてしまう傾向にあるので、その窓口の確保はしていただいているとは思いますが、それに重点を置いていただければありがたいなと思っております。

菅谷委員長)

嶋田先生、何かありますか。

嶋田委員)

衛生委員というのは教職員、子ども双方にとってとても大切であり、生活の大部分を過ごす子どもたちにとっては、さらに大事な面ですので、この委員会が有効に機能してくれればと思います。

菅谷委員長)

今、委員の先生方からもいろいろ伺いましたが、せつかくこの衛生委員会という制度があるので、課題に向けて少しずつでも進んでいけるようにうまく活用してもらえればいいのかなと思っています。

禁煙というのはなかなか難しいところです。豊島区でがん対策を立ち上げたとき、禁煙

に下さいという委員の先生の強い意見がありましたが、いろいろ反対がありまして、結局、そのときは禁煙ができませんでした。公園も禁煙にしようという意見がありましたが、あれは実際、医師会でも禁煙にできず、会館をつくったときに分煙になりました。そしてそれが、去年から完全に禁煙になったわけです。学校の先生は生徒に対する影響が非常に強いので、先生が見本として生活習慣についての対応をうまくやってもらうのも非常に大事だと思います。実際に絶対にだめというのは難しいですが、できるだけそちらのほうに向かってやっていただくのが本当はいいなと私は思っています。

それでは、学校衛生委員の選任についてですが、特に御異議なければ、了承したいと思います。よろしいですか。

(委員全員異議なし 第24号議案了承)

(3) 第25号議案 平成27年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

<教育指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

御意見ありますか。

嶋田委員)

1つ質問と、1つ意見がございます。まず質問は、10名以内ということですが、特に学校の規模と人数とが比例しているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

指導課長)

学校の規模にかかわらず、10名以内と指定してございます。

嶋田委員)

わかりました。もう一つ意見です。たしか去年、この件に関して委員からも御意見が出たのではないかと思います。4年目以上のところに理由をつけなければいけないのに、必要だからというのは理由にならないと私は思っています。例えば駒込小学校や巣鴨小学校、西池袋中学校については、それぞれの委員がこういう立場で学校にかかわってくださっているから4年以上にわたってお願いしたいという明確な希望が述べられているわけです。委嘱するからには、どのように役立っていただけるか、お手伝いいただけるかということが学校側にきちんとあって委嘱すべきだと思います。少なくとも継続の理由に必要なからというのはやめていただければいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

指導課長)

御指摘のとおりでございます。学校がそれぞれ4年以上お願いする方にはそれだけの理由がございます。今御指摘のような記述ではなかなかわかりませんので、そこは改めてしっかりと検討していきたいと思っております。

また、年度初めの校長会では、この学校連絡協議会の委員を決めていただくときに、特に校長先生が新しくかわった学校については、ぜひ機械的に3年を超えたから変えますというのではなく、丁寧に副校長が校長に進言するよう指導しております。これまでお世話になってきた先生に、3年を超えたからもういいですよと、何の理由も説明もなく、今年

は声がかからなかったということでお叱りをいただいたケースもございましたので、そこについては丁寧に労に感謝をした上で変えてほしいというお話をさせていただいたところ  
であります。

菅谷委員長)

渡邊委員、どうでしょうか。

渡邊委員)

具体的な例で言うと、地域との連携で重要な役割を担うためというような理由は、だから選ばれているわけですから、それがどのようにあるから、この効果があるということをもう少しきちんと書いていただきたいなと思います。

現実的には町会長がかなりいらっしゃるの、充て職とはいいいながら、町会長さんだから地域のことに詳しいし、子どもたちのこともちゃんと見てくれているので、単純に4年以降はもうだめだということも逆に意味がなくなってしまいます。継続も可という部分では、しっかりと日ごろ子どもたちを見守ってくれているとか、地域にきちんと学校のことを発信してくれているというところをちゃんと書いてもらえばいいだけの話だと思います。常に吟味されてやっていることだろうと思いますから、会則を変えてまでということもないと思うし、大体、町会長を長くやっている方が多く、また民生児童委員や、要するに学校、子どもたちに関心を持っている地域の方が、すごく多くいらっしゃるの、ある意味では継続が力なわけです。だから、長年にわたってみんなのことは見ているという意味で、例えば1年生に入学した子が成人式を迎えたというところまで見ていてくれたら、学校にも、ちょっと方向が変わったのではないかと、そういう話をしてもらえると。そういうところで非常にありがたい存在ですから、理由をちゃんと書いてもらえるように、お話した方がいいかなと思います。

あと10名というのは、会議ですからちょうどいいかなと思います。この人たちだけではなくて、過去のデータで出ますし、実際、自分が運営委員だったときも、一人一人発言していくと結構時間がかかってしまいます。皆さん、学校の情報を結構仕入れているので、あれはどうなっているのかと、20人もいたら多分午後いっぱいばかり、長い会議になってしまうと思います。だから10人というのは適正な数かなと思います。嶋田委員からも話がありましたが、地域によっては町会もかなり多く、町会長だけで10何人ということもあり得るのですが、その辺は、年度ごとに、町会長の方でうまく回ってもらうように、お願いする方式をとっておけばいいのかなと思っています。

先ほど拝見していたところ、少ない学校もあるようですが、それは逆にどういうことなのでしょう。地域に対して学校側の発信が足りないのでしょうか。声はかけたけれどもやってくれなかったということはあると思うのですが、その辺が毎年出てくるたびに少人数でということになり、なおかつ固定化されていると、きちんとした会議になっていかないのではないかなと心配です。そういう意味では、学校側のルールとして、定員10名までは行かないまでも、特に中学校は小学校区より広いわけですから、学校に対して理解を

していただくということが重要ではないかと思います。

指導課長)

大変失礼いたしました。まず、継続理由のところですが、もしお許しいただければ、次回に第2期分の委員の選定をお願いいたします。そのときまでに理由について、もう一度提出させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、人数の少ないところにつきましても、確かに発信が滞るということにつながりますので、改めて校長に確認して、しかるべき理由があるのかどうか、ないのであれば増やすように指導してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

菅谷委員長)

千馬委員、何かございますか。

千馬委員)

私も校長のとき、学校運営連絡協議会は大変緊張感を持って迎えたという思い出があります。非常に大事な協議会だという意識で臨みました。特に校長として、自分自身気をつけていたことが二つあります。まず、協議会でお話いただいた内容を、具体的にどう教育に反映したのかに関して、どのように委員の方に広報するのか、そういう資料づくり、主幹を通して情報提供をきちんとやっていこうという話をしました。2つ目に、委員が忙しい中、来てくださり、意見を言ったけども全く学校というのは、私が言った意見がどう反映されているのか出てこない、だんだん会議そのものが静かになっていき、活発な議論にならないので、厳しい意見も時々出されますが、それも踏まえながら、せつかくの機会をどう次に生かすかということで、私自身努力した思い出があります。これからこの協議会自体は非常に大事な会なので、各学校が、できたら緊張感を持って大切にいただけるとありがたいなと感じます。

三田教育長)

私も2つ大きな視点があります。皆さんから発言があった1つ目の視点で意見を申し上げたいのですが、コピペのようなものは教育委員会に対しても失礼だし、町会長や委員になられている方にも失礼です。十分な緊張感を持って地域と向かい合ってほしいし、それだけ地域の発言というのは重みがあると捉えてほしいなと思っています。

学校の先生方は異動によって学校が変わりますので、一定の期間滞在して、パッセージ的な要素をすごく持っています。だから逆に、学校を移ってきてすごく違うところに来ると感じるもの、足りないもの、いいもの、があるかと思います。そのときにどう感じるかというのが、問題意識やリーダーシップに発揮される根源になると思うので、それが教育職のスタンスとして大事だと思うのですが、地域というのは学校を定点観測しているわけです。あの先生のときはこうだったとか、この校長のときはこうだったとかというような定点観測をしているので、歴史の変化もよく知っています。子どもの成長の流れも全部知っていて学校を見ています。だから、その地域からの意見を取り入れて、それをこのように生かしていただいていますということを発信するのは大事です。そういうことをよ

く斟酌して、この制度はつくられているということを改めて再認識していただいて、徹底してもらいたいなということが一つです。

以前に校長がかわった途端、もう3年以上たったからと、ばたばた交代して、教育委員会にもすごく苦情が来ました。3年というのはあくまでも目途なわけで、その人でないとだめなこともあるし、その人がやったことを次の人に引き継いでもらうてうまくいくこともあります。だから、その違いが理由のところきちんと出てくればいいので、継続がだめだと言っているわけではありません。逆に例えば町会がたくさんある学校で、町会長ばかり取り入れて、あとの町会を無視しているように見られると、ここの学校は何だと思われるてしまいます。そのときは3年間で、2人ぐらい町会長が入っていたら、片方は時差交代ができるようにし、町会はかわっても見方は一貫しているというような捉え方ができるといいです。育成委員も民生委員も、皆さん、何人か学区にいらっしゃるので、特定の人だけが入っていてうまくいく場合と、逆にかわったほうが、地域が円滑に学校と共有関係をもてる場合があって、異動したときの管理職の引き継ぎに関して、特に配慮を要するべきではないかなと思います。

私も異動してきた転出入の管理職には、必ず来る前と来てからと研修も含めてお会いして、直接、地域には、こういう人がいて、こういう人はこういうことで頑張って学校を応援してくれているので、きちんとコンタクトをとって引き継ぎやってくださいとお願いをしますが、その細やかさに関しては、そこまで私も十分ではないと思っていますので、ぜひ学校の引き継ぎはそういうことも大事にしてもらって、文字どおり運営協議会が学校の校長先生方の学校経営の本当のバックボーンとして協力してもらえらるような、位置づけでやってもらいたいなと思います。

菅谷委員長)

先ほど委員の方からいろいろ御意見があったように、どういう理由で選考されているかよく書いてあるところと、一律に書いてあってわかりにくいところがあったように思います。選考のルールというのは、各学校で決めておられるのですか。

指導課長)

恐らくルールというよりは、今までお世話になってきた方や町会の皆様、PTAの方々、それから学校にいろいろと御協力いただいている方ということで選出をしているのかなと思われま。

菅谷委員長)

町会長がまちの中をよく御存じなのはわかりますが、町会長もいろいろあって、非常に御高齢の方が学校現場のことをどの程度御理解されているかというのは、少し疑問です。もちろん理解されている方もいらっしゃるでしょうが、町会のほうはよく御存じでも、学校現場で今どういうことが行われているかに関しては十分御理解されていない方もいるのではないかなと私は思います。もう少し若手というか、子どもの発育に比較的近いところにいる方の意見というのは結構大事なのではないかなと思います。ですから、選ぶルール

が学校によって決められるとすると、去年もやっていたら断れないという部分があるわけです。お断りできないというところがあって長くなる、これは表を見れば一目瞭然だろうと思います。ですから、一つ3年というめどですが、目安がついているので、そういったものはできれば守って、この程度でやってほしいというようなことをお願いすることも可能ではないでしょうか。

つまり学校の運営についていろいろ地域の意見を聞きたいという会ですよ。そうすると、いつも同じ人の意見だと固定してしまうと思います。いろいろな人が意見を述べるというような、そういうシステムを本来期待しているのではないかと思うので、多少年数を決めていくということは、私は割とリーズナブルではないかなと思います。ほかの御意見も聞きたいと、学校からでも発信してメンバーを決めていただく、そういうことができると非常にいいと思います。

教育部長)

今おっしゃるとおり、地域の区政参加も、ある程度固まっています。今、私の町会の組織率自体が50%を割るのではないかという状況です。ですから、そういった形で町会長も高齢化していることで、年数も長年やっていると思います。最年少も60才近いとか、そういった状況の中で、どういう入れかえが必要なのか考えていく必要があるかと思います。区政参加というのも、今までの団体からの抽出というより、もうランダムにやっていくという方向もかいま見えるわけです。そういう形で学校の参画がなかなか難しいのではないかと感じます。おっしゃるとおり、学校から、地域に出ていくわけなので、その段階で、そういう地域から学校に参画するような人材を学校も確保するような視点がこれからは必要になってくるし、団体ごとに民生委員・児童委員さんも固定化しているのはもう明らかです。ですから、これから年数も長くなっていくことも十分考えられます。でも区政全体に言える課題なので、教育委員会としても、学校運営連絡協議会というのは非常に重要なものなので、学校と考え方を協議しながら方向を見付けないと、なかなか簡単にいくような問題でもないように思います。

菅谷委員長)

なかなか難しいところもあるというのは、よくわかっています。ですから、例えば3年ではなくて、5年にする等、そういうような方法も一応考えられるのかなと思います。実際この協議会がうまく機能できるような体制を考えながら進めていく必要があるかと思います。

三田教育長)

ぜひ学校の校長連絡会や校長会にも、今ここで議論されていることがきちんと整理されて伝わるようにしていく必要があると感じているので、その辺をお願いしたいと思います。もう1点、このところずっと教育再生実行会議とかからいろいろと提案があって、文部科学大臣からも全校コミュニティ・スクール化構想といった意見が出されています。新聞報道なので正式なものとは別ですが、地域運営協議会、いわゆる学運協方式イコール地域

コミュニティーだと、コミュニティ・スクールだという意見も聞かれて、それもかなり要職の人がそういう発言をしているので、気になっています。教育ビジョンのとき、検討会でも、豊島区はコミュニティ・スクール化をするのか、しないのかという議論がでました。私はそのような暴論に至ってはいけないと思っています。コミュニティ・スクールの場合に、校長先生の人事権というのは校長が持っているわけですが、それについて物申すということでした。任命権者は東京都教育委員会、豊島区教育委員会ではないわけです。

そういう人事案件もオーケーにしたら誰が責任を負うのかということです。こういうことになったときに、非常に問題があるので、私はそういう学運協イコールコミュニティ・スクールという考え方はおかしいし、もしそういう考え方でいくのであれば、きちんと法改正すべきだと思います。法も改正されていないのに、慣習法的なものだけで、いけるような話ではないと思っています。ただ、今議論になったように、学運協の中でもそうした委員の選び方、それから学校が関係者評価を最終的にいただいて、どのようにそれを保護者、地域に返しているのか、それから学校の経営方針に、次の年度に校長としてこういうことを生かして、御意見いただいた内容は改善していきますというような意見表明をしている学校もあれば、そうでない学校もあって、ただ評価はいただいたけどどうなったのかというのがうやむやになったりしています。あるいは、いいって言っているのに、ただそれで終わっていて、さらに充実度がどうなっているのかという点では、まだまだ学運協が努力をすればもっと教育効果が上げられるのではないかと思います。

逆に学校から、例えばスマートフォンや、それからこの間の川崎のような事件があったときに、子どもの地域の情報を学校にすぐ通報し合えるような関係があれば、もっと変わっていただろうと思うわけですが、地域で子どもが育つというからには、そういうシステムをきちんとしておかなければいけないと思います。ただ、机上の意見で地域に徹したというようなものは、違うかと思っています。

そういう意味で、コミュニティ・スクールというものを学運協がイコールではないと、もっとコミュニティ・スクールって、もし移行するのであればメリットというのは当然出てきて、今の学運協の制度を超えていくものでないといけないと思っています。その辺、改めて今回こうやって提案されていることは大きな問題なので、結論はいいですが、考え方だけ、どう議論されたか、意見を紹介しておいてもらいたいなと思っています、いかがでしょう。

指導課長)

教育長御指摘のとおりでございます、いわゆる学校運営協議会というものを置いている学校をコミュニティ・スクールと呼んでおりまして、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に位置づけられた組織です。本区で行われております学校運営連絡協議会は、学校評議員の枠組みの中で行っております。これは学校教育法施行規則です。

一番の違いは、コミュニティ・スクールになりますと、教員の人事について意見を述べることができるということ、それから学校の運営方針について、校長はコミュニティ・ス

クールがある場合には、協議会の委員の了承を得なければいけないとなっています。ですので、文科省がかなり旗を振っていますが、なかなかその目標の3割に届かないのは、校長の学校経営権に非常に大きな影響を及ぼしますし、いろいろな報道等を見ますと、評議員の方も学校の人事について口を出すということについては抵抗感が非常に強いと伺っております。国の審議会の主査の方は、人事権の部分は抜きにして、全部コミュニティ・スクールにしてしまってもいいのではないかということインタビューで述べていらっしやいましたが、そうなりますと法を改正しませんと、学校が大混乱に陥ってしまうのかなと思っています。

教育再生実行会議の第6次の提言では、全校コミュニティ・スクールにして、地域の核に学校を位置づけようというようになっています。学校に人が集まって、そこで地域のコミュニティづくりもするということです。ただ、豊島区でいえば、現状でも十分地域の核になっておりますので、今の段階で全校コミュニティ・スクール化というのは、もう実質的に既にやっていることですので、やろうと思えばすぐにできると思います。実際そういう役割を担っていると思いますが、国の動向を見据えた上で、いかようにも十分対応できるのかなと思っています。以上です。

菅谷委員長)

コミュニティ・スクールについては、私もこの運営協議会とどういう関係があるかを、先ほど雑談で教育長ともお話をしていたのですが、これは制度ではありませんよね。結局一つのモデルを考えているのではないのでしょうか。どうしてかという、文科省ではコミュニティ・スクールを全部の公立小学校、中学校の10%をめどに推進していきたいと言っているわけですよね。もし制度としてやるのであれば10%ということはありませんので、100%そうしなければいけません。つまり10%というのは、こういう方法で学校がうまくいくかどうかという、一つの実験ですね。実際に今、行われていてコミュニティ・スクールと称しているのが6%ですね。

ところが、コミュニティ・スクールに関して、文科省が考えているコミュニティ・スクールと、現場で考えているのと少しずれがあるのではないのでしょうか。コミュニティ・スクールといいながら、実際には人事権まではとてもいけないというところも、むしろ人事権をやっているところはないのではないかと思います。豊島区の今のこの運営協議会って、そういう意味では、地域のいろんな御意見を学校のほうに反映するという、そういう一つのシステムとしてはそれなりの機能をしているわけですから、わざわざコミュニティ・スクールという名前を取り入れる必要はないのではないかと思います。コミュニティ・スクールの厳密な理屈でいえば、豊島区は人事権がありませんから、そういう意味でのコミュニティ・スクールではないですね。ただ言葉の上でいろいろ新しい言葉をとって、そういうような一つの実験的なことをやっておられるのではないかと思います。

もともとコミュニティ・スクールの発祥はアメリカで、日本での教育現場のシステムとは全然違うわけですから、豊島区としてはそういう形でいくので、わざわざコミュニテ

ィ・スクールとしてやらなくても私はいいかなと思っています。これは私の意見ですけどね。

指導課長)

人事の件でいきますと、去年、一昨年からコミュニティ・スクール公募というのを都の仕組みとして始めています。学校でこういう先生が欲しいと、広くアナウンスしまして、そこに公募をしていくという形をとっています。ただ、区の単位でも主幹主任教諭については公募制を取り入れていますので、今年度も1桁台で6名程度であります。豊島区に来たいということで公募、応募をされて、実際に採用で入ったいただいたケースがございます。

ただ、このコミュニティ・スクールが全校に及んだ場合に、全校で公募をかけて、必要な人数がうまくはまるかというところ、そういうことは絶対あり得ないことですので、そういう制度自体もなかなか継続できないところがございます。コミュニティ・スクール自体は、今は都教委にこういう人が欲しいという意見を言えるので、そういうことをやっている学校もあるようですが、実際には大枠、現状の人事制度の中で教員配置が実際には行われておりますので、意見は言うけれども反映されないケースもある。ただ、区レベルで私のほうからも、こういう先生が欲しいと都のほうに言っています。今後の制度設計を考えるときは、こうした人事制度全体についても考える必要があるかなと思っています。

三田教育長)

今の人事権は東京都にあつて、私どもにはありません。私どもはあくまでも内申権、学校は具申権、決定権は都教委となっております。そうすると、モデルケースで小中一貫校においてやっていますので、小・中両方指導できる教員が欲しいとか、免許を両方持っている教員が欲しいとか、いろいろな言い方で都教委にリクエストしていくという形になります。ある地区はコミュニティ・スクールをやっているのだから、そういうものにたえるような人間が欲しいということにとるわけですが、東京都の人事は、不公平人事を前提でやっているのかと、非常に私は憤慨しております。豊島区は本当に人材育成を一所懸命やっている区です。だから、ここで育った先生方も他区ですごく活躍されていますし、ミドルリーダーについても、都内で率からいったら一番昨年度も推薦している率が高いです。

そういう意味で、東京都の人材育成という観点からいって、すごく貢献しているにもかかわらず、モデル事業でやっているところに、傾斜配分しているようなやり方というのは、行政としておかしいと思っています。教育長会でもはっきり言っています。だから、これについては、制度としてきちんと法律に定めて、足並みそろえてやりたいと思います。そのかわり受け皿も人事もこのようなシステムで改善していくから、言ったからってできるというものでもないし、そんな簡単でもないと思います。道徳教育、英語教育、免許それぞれの問題も、どうするのかという話です。大学の養成の問題から全部やっっていかなければいけないというのに、何にもできていません。だから、私どもは受け入れ体制をどうやってとっていったらいいのかと苦心しながらやってきているので、今のコミュニティ・スク

ールについても、その一つの例として、厳しく見ていきたいなと思います。

本来的に学校の経営というのは、校長がかわって、大幅に変わるということ、私どももさんざん体験してきました。校長がかわって、学校が安定して、すばらしい教育活動を展開しているという事例がたくさんあります。それは教員も同じだと思うので、学級の活動の中で、その先生のすばらしさが教育活動のすばらしさに転化していると思います。そういう意味で、私たちは人材育成をしているし、地域とも協力して力を発揮できるようにしていくという環境を整えているので、特異なものを普遍化するというのは難しいと思っていて、やるからには段取りと体制づくりに時間をかけて合意形成をしながら進めていくのが民主主義だと思います。私は教育委員会制度も含めて、この種の問題がぶれないために、そういう考え方を定着させていく必要があると思うので、ぜひその辺の動向をよく見て、評価をきちんとした上で教育委員会としての判断をしていく必要があると思っております。

菅谷委員長)

この運営協議会によって、その話題の中にコミュニティ・スクールがたまたま出てきましたが、コミュニティ・スクールは結構大きな問題だと思いますが、きょうの協議の主題ではございませんので、そういう問題を考えながら、運営協議会につきましては、人選も含めて、さらに効果的な運営ができるようなことを考えていきたいということによろしいでしょうか。

嶋田委員)

少しだけ質問をしてもいいですか。教育長のコミュニティ・スクールについての重要な御指摘、本当にそのとおりで思っていて、その重要な御指摘の後に瑣末な質問で申しわけないのですが、この運営協議会の設置は平成22年4月1日から施行されているので、今年が6年目と考えてよろしいでしょうか。このいただいた資料の中で、年数が7とありましたので質問させていただきました。中学校と幼稚園があるのですが、それはどのように理解したらいいのでしょうか。

指導課長)

申しわけございません。こちらにつきましては、学校評議員の制度自体はかなり前からやっておりますので、恐らくこうした年数も加算されております。そこをしっかりと確認して、また御報告します。

菅谷委員長)

それでは、この件はここでおさめさせていただきたいと思います。

(委員全員異議なし 第25号議案了承)

#### (5) 陳情第1号 中学校教科書採択についての陳情

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

御意見ございますか。

三田教育長)

3月30日付の陳情を収受したのはどこですか。

庶務課長)

教育総務課で収受してございます。

三田教育長)

どんな方法で教育委員会に届いたのでしょうか。

庶務課長)

直接来たということです。

三田教育長)

全部活字になっているのに、日にちの30だけ手書きになっているので、郵送してきたのか、来たときに書いたものなのか、そこを確認したいと思います。

庶務課長)

持ってきたときに記入したということです。

三田教育長)

この種の採択のときに、全く同筆同文で何枚もいろいろなものが寄せられることがたびたびあって、その点どうしてこれは日付だけそうになっているのか疑問だったので伺いました。

今の陳情の趣旨のところですが、非常に重大な問題がたくさんあるなと思って読みました。

まず、私どもは、これまでも10何年間に及んで教育委員会で教科書採択をやってきましたが、間違いなく公正公平にやってきていますし、いわゆる情報公開した後も関係者からいろいろな評価をいただきますが、公正公平にやってきていると思っています。ここでは記書きの1番で、現場の声を聞くために、学校からの調査書の提出を求めている地域があると書かれていますが、地域があるからやってくれというのは何なのでしょう。要は教科書採択については根拠法があって、今の要綱規則が定められているので、あたかも学校からの調査書によって、もし教科書採択が行われている地区があるとしたら、これは法律違反になると思います。

当然ながら、学校の声聞くというのは私どももやっているし、これまでも何度も学校の声聞くためにいろいろなシステムをつくってやってきているので、聞いていないという前提で言われるのはすごく心外だし、もし逆に学校からの声で教科書採択をしているのであれば、採択権限はどこにあるのか疑問です。歴史をさかのぼっていくと昔の学校法によって教科書が決められていたということもあったわけですが、いろいろな教科書問題の事件を引き起こしていたという歴史の反省の上に立ってこの制度ができているにもかかわらず、もしそういう地区があるのであれば教えていただきたいです。指導課長の知る範囲で結構です。

指導課長)

4月7日付の文科省の通知で、採択教科書の採択に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、採択権者の責任が不明確になるようなことがないように手続の適正化を努めることとされております。ですので、ここに書いてあるような調査書というのを行っているのであれば、この通知に明らかに違反をしておりますので、これはもともと法律上もできないのではないかと考えています。

三田教育長)

それで、うちの採択の仕方が一部の調査部員だけではなくて書いてあり、一部の調査部員ってというのはどういうことなのかと思うのですが、本区の基本的な教育委員会のスタンスとしては、教科指導については、学校での研修、もちろん授業実践に基づいた研修、それから校内研究、あるいは奨励研究、それプラス小学校も中学校も幼稚園も区幼研や区小研、区中研とあって、先生方がオープンに研究にかかわれるようにして、なおかつ東京都や文科省の研究もいろいろできるようなシステムになって、極めて教員の研修権については、一般の公務員の50倍以上義務として課しています。またそういう自主的にできるようなシステムが導入されていて、その中で高い教育の水準と実践の水準を持った先生方に調査委員になってもらったり、選定委員になってもらったりしているわけです。それをこの文章でいうと、百歩譲って、そういうものを一部の調査員や、一部の教員と呼んでいいのかなどうか。むしろ私は豊島のやり方というのは英知を結集して、いい質のものをきちんと検証していこうということで選ばれて、調査票が学校教育全体で精通した人たちから、高い視点からいろいろ見て上がってくるものを、私はそう捉えているのですが、一部の調査員だけでなくという言い方は、すごくひっかかります。

私は、全ての知恵を、総意をあらわしているものだと思います。むしろもっと現場の先生方に閲覧してもらいたいというのは、前から一貫して言っていますし、展示会の時間を延長してきた経緯だって、豊島区でサービスしているわけです。法定展示というのは短いので、それだけでは間に合わないから自主的な展示もしているんで、教員は行って見るべきだと思うし、いろいろな意見を書くべきだし、私どももそういうものをちゃんと見出して、採択のときに先生方に全て見てもらっています。だから、ここがとても引っかかるわけです。豊島区は一部の人を相手にして採択しているのかと、これが文書として書かれていることについて、どのように指導課長や指導主事は認識しているのか伺いたいと思います。

指導課長)

選定資料作成に当たっては、調査部会の委員を豊島区立中学校の先生にお願いしているわけですが、その委員の選定に当たっても、当然、中学校校長会長や、あるいは研究会の会長等とも協議をして、経験が豊富で、これまで多くの先生方と一緒に研究活動を進めてきて、その中で様々な経験、知見を有する先生にこの調査員をお願いして、そして複数の方の目で時間をかけて客観的に教科書を比較検討していただいております。内容の選択、構成上の工夫、様々な観点から、現場での実践を生かした分析をいただいております。

ので、私は逆に広い多くの先生方の英知が調査員、この代表の先生方に託された上で調査資料がつくられていると思いますので、全員参加というのは物理的に不可能なことであるし、そういう意味では、広く皆さんの声は反映されているという認識を持っているところでございます。

菅谷委員長)

今の議論について、委員の先生、どうですか。

千馬委員)

私も校長のときに、採択にかかわって、小学校だったのですが、私も選定委員に入ったというのは、各学校から例えば小学校でも社会科が専門で、それを得意とする先生方の中から、特に力量がある教員が委員として参加していました。そして、かなり選ばれてきた責任を持って、選ばれたということを踏まえながら内容検討して、私も含めてそれをまとめまして、この教科書はどこがいいのかと決めるのは、かなり大変でした。そういう細かい作業は、教員として、教育専門家として、きちんと精査したつもりなので、豊島区のシステムについては、私自身は特に現状でいいかなと思っています。以上です。

菅谷委員長)

渡邊委員、何か意見ございますか。

渡邊委員)

この陳情には、主に教員側の意見をと書かれていますが、教員だけではなく教育にかかわる人と地域の保護者というところで、保護者は一般の地域の人よりは関心があるかと思いますが、現行、行われているこの展示にかなりの人数が行っているということは数年前からも承知していますし、特に不満とかも聞いたことがないし、逆にあれだけ展示できていて、じっくり拝見できてよかったと保護者側からは聞いている話なので、そうすると、では学校の先生がなぜできないのかということになり、立場が違うからできないというのは理由にならないかと思います。研究発表をやっている先生方を見ると、発表している先生がすごいのではなく、学校全体、学科全体でそういう組織を持ってそれに携わっているわけで、そういう中で選ばれている先生というのは、それなりの代表だと思し、どんな社会であってもそうだと思います。

そういう意味では、それなりの方が選ばれて見ていてくれるということは、客観性のあることですし、ましてアンケート等は設置されているので、何かあればそこで意見を述べるという道も確保されているわけですから、現状には合わない内容かなという認識でいます。

菅谷委員長)

嶋田委員、何か御意見ありますか。

嶋田委員)

今、指導課長の御説明にあったように、学校長が推薦するわけですね。その前にそれまでの実績や、経験値、あるいは区の研究グループの中でのポジション、いろいろなもの

を鑑みて推薦されるわけですから、当然、区の子どもたちにとってどういう教科書が一番いいのか選ぶに足る人物が精査されてきていると思います。またそれは学校を超えて研究グループの中でもきっと同じ立場の人たちだろうと思いますので、1つのグループが推薦してきている人ではないわけですから、公平性は保たれているのではないかなと考えます。三田教育長)

陳情ですから、どなたからでも教育委員会に寄せられることは民主的な方法で、それは否定するものではなく、大いに結構です。

ただ、教科書を考える豊島区民の会というのは、豊島の組織だと思いますが、きのうの4月21日付のある新聞の中で、教科書採択の仕組みという特集がされていて、誰が選ぶのかというのが話題になっていました。その中で、事務局長の方がいろいろコメントをしているのですが、教員の意見が反映されるのは世界では当たり前で、日本はそういうことができてない、採択の権限が教員にない国は先進国では日本だけだという、そんなに日本はおくれているのかという記事がありました。また子どもについて最もよく知っている教員を教科書採択から排除するのは、憲法が保障する子どもの学習権を侵害するということまで断言していました。それで、教育委員は美術や音楽を含め各教科の専門家でも現場の教師でもないの、子どもたちの教育に一番合う教科書を教科ごとに選択することは不可能だとも言うっていました。これはこの団体とは関係があるのでしょうか。

指導課長)

今、新聞記事を、私も読ませていただいて、かなり今回の陳情の中身と重なる部分はあるのかなと思います。具体的にどういう関連があるのかということは、分かりません。三田教育長)

歴史的な経緯を経て、私どもが子どものころ教科書は有償でした。それが教科書無償化の制度になって、検定を経たものが教科書として出回って、学習指導要領に基づいて検定を受けたものが採択される対象になっているので、多少の個性差はありますが、全く異なる本が一緒に並んでいるということはないと思います。

そういう中で、地域の実態、子どもの実態に合っているのは何かといろいろな議論をしながら教育を見てきて採択している人間に対して、教育委員にはそういう能力はないみたいなことを言われると、毎回長時間にわたって、先生方にも本を読み込んでもらって、先生方から上がってきている資料もきちんと見て、議論を詰めて最終的に判断しているということを全部否定されているような気分になります。教員が全て知っていて、それ以外は選ぶ資格も根拠もないというようにとられてしまうと、すごく寂しいというか、もう教育委員会はなくていいという話になってしまいます。設置者としての条件整備をし、いろいろな人事上の配慮をしながらやっていて、主たる教材として使う教科書も、そういう意味では教育にとっても大きな影響を与えるので、私たちは公平公正に検討してやっています。

ですから、本区のとらえ方を全く否定されてしまうと、よって立つ根拠法に基づいているも

のが否定されるということになると、ではこの御意見のよって立つ法的な根拠は何なのかと聞きたいですね。そういう法的な根拠のないものについては、意見としては何うことができるのですが、それを承認して区の採択をむしろ変更するということはできないと思っています。

菅谷委員長)

結局、この陳情書は、公正な選択ができていないのではないかと言いたいわけです。ですから、それについては、相当頑張って公正、公平な調査、そして専門的な目から選択をしていただいて、それについてこの教育委員会ですらに議論を加えて決めているわけですので、陳情されるようなことではないように思います。

陳情理由の中で、公平公正に採択されたものと推察してくれているわけですから、この先についてもそのように推察してもらいたい気がします。そういうことで、今回この回答を含めまして、この陳情書について取り上げる必要はないのではないかと、皆さんの御意見ではそのように当てはめられると思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 陳情了承)

菅谷委員長)

それでは、この陳情書については採択をしないということで、これで終わります。

#### (7) 協議事項第2号 豊島区立学校教科用図書採択について

##### <指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

何か御質問ありますでしょうか。

三田教育長)

最初の1ページの採択についての審議日程のことで、明確にしておいていただきたいと思うのですが、いつも議会で教育委員会はどうして毎回採択した社名を明らかにしないのかと、言われます。私は、ここの日程にあるように、審議と採択は違うと思っているのですが、審議というのは採択に至るまでの考え方や調査報告に基づく議論をして、子どもたちの実態に合っているのか、国や東京都や豊島区が抱える教育の指針に合致しているのかを見定める場です。その見解に立って、最終的にこれで言うと8月の26日が採択日とされています。審議日と採択日は違うと思っているのですが、そのことについての見解をこういうときにしておいたほうがいいなと思っているのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

指導課長)

こちらにつきましては、採択の期限が8月31日まででございます、本区におきましては8月26日が採択でございます。それ以前につきましては審議でございますので、採択等は、行わないと計画しております。

三田教育長)

もう1点です。先ほどの日程の予定表が出されていますが、調査研究をして、ずっとそ

れを積み上げてくる期間というのは本当にわずかな時間です。3カ月あるかないかぐらいの期間に、全部やらなければいけません。各先生方も膨大な時間を要していると思います。そういう努力があって、この審議があり、そして最終日に採択なので、審議の初日が7月18日になっているわけです。初日に審議したことが出ていくと、全国一斉に中学校の教科書採択をしていますから、今まで私の区ではそういうことはありませんが、ある区では社会科の教科書の採択のときには、もう部屋に入れないぐらい、教科書に関して意見を持っている出版関係者や一般の人が集まると聞いております。こういう騒然とした格好の中で、教科書が採択されるということになると、冷静な議論と熟慮を確保できなくなってしまいます。話題になっている教科書の日程や、審議の結果を出すことで、他区へ影響を与えたり、すごく話題を呼んで、正常な採択を拒んだりという事例が警察沙汰になる寸前まで行ったという地区もあると私も伺っていますので、そういう異常事態を呼び水で打ち出すようなことは絶対避けるべきだと思います。要するに慎重な審議を踏まえて、最終的な確認をするのが採択日だと思っているので、その功罪とその採択日の趣旨を最終日に持っていくという意味です。それから、国でも東京都でも採択については時限秘ということが重く課せられているわけですよね。その考え方について、どのように指導課で整理されているのか、簡単に教えてください。

指導課長)

この採択に当たりましては、静ひつな採択環境を確保するということが非常に大切でございまして、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適切な採択を行うことということが文部科学省の通知にございます。また、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合、違法な働きかけがあった場合には、採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとることと明記されてございまして、まさに教育委員会の責任と権限で、しっかりとこの教科書を採択しなければいけないというのは、当然、本区、そしてまた周りの区の影響も考えたときに、しっかりと堅持をしなければいけないと考えてございます。

また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保の観点から検討を行って、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めることとなっております。区によっては公開をしないという区もあると伺っておりますが、本区においては、区民の皆様への説明責任等々から公開するわけですから、公開に当たっても傍聴に関するルールを明確に定める等、混乱を来すことのないように万全の体制をしく必要があります。そういった意味で、この採択を8月26日にということに設定をしまして、本区のみならず東京都、あるいは全国の他の自治体の静ひつな採択環境の保持をするという視点から、こういった日程を設定させていただいておるという状況でございます。

菅谷委員長)

審議及び採択について、冷静な判断ができるような環境を、今はいかに確保していくか

ということでした。何か御意見ございますか。

去年は採択の際に異常事態というのは見受けられたのでしょうか。

三田教育長)

私も教育長になってからしか正確にはわかりませんが、指導室長時代は様々な内圧、外圧がありましたし、教育長になってからも、この間は別件で陳情がありました。様々な陳情や考え方があり、中には耳を傾けても心は傾けられないという部分があります。だから、我々はそのために見識をきちんと持って教育委員としてやっているわけなので、その辺は区民の方からの議会の信託を得て、私どもこの仕事についているわけなので、そういうものを尊重してもらえる生き方をぜひ区民の良識においてやってもらいたいなと思っています。様々なご意見があり、それは通信に限らず、自宅にまで押しかけてということもあります。

ですから、そういう不当なことについては、回避してやるべきだと、最善を尽くしてやるべきだと思っています。私が室長時代は、同じプリントの大量のはがきが届いたり、途中で故障するぐらいファックスが届いたり、いろいろなところからいろいろな御意見をいただいて、採択する前に教育委員の先生方にお見せして、これだけ来ましたということもありました。ただ、私は意見として寄せられるものについては、関心を持って教科書のことに関心を持っていると思いますので、内容とかそういうことではなくて、関心を持っていただくというのは、民主的な国家ということを考えてときに、世論というのは政治、あるいは教育の行政を決めていくことにもなるわけなので、そういうことについては十分に広い心を持つ必要があると思っています。ただ、正常な議論とか、その人の考え方を押し潰して自分の考えを認めろというのは、民主主義じゃないやり方だと思っていますので、そういうことを避けたいということが最大限いい教科書を採択するためには、冷静な判断と熟慮、実行するプロセスが大事だということを今回提案しているかと理解しておきます。

千馬委員)

私も去年、小学校を採択しましたが、当たり前のことですがけれども、規則、細目、通知に基づいて今年もきちんとやりたいというような決意しております。

菅谷委員長)

ほかに何か御意見ありますか。

採択の審議の時間はこのぐらいで何とかできそうだといいことですね。

指導課長)

昨年度の小学校あるいは前回の中学校採択の日程等も参考にして、何とか最大限、十分な審議ができるようにということで、日程を決めさせていただきました。よろしくお願ひします。

三田教育長)

それと、昨年もそうだったと思いますが、見本が届いた段階で、先生方に御連絡を申し上げますので、教育委員会のどこかに置いておいて、先生方が来られたときに、自主的に

研究していただいて、十分目を通していただく体制をとっておきたいと思います。

それから、実際に閲覧された時間等を記録できるようにし、後で事務局からそれを審議日に報告できるようにしておきたいと思います。

それから、いろいろな質問やレクチャーを要する場合は、指導主事の先生方をお願いをしてレクチャーをしてもらう等、それは教育委員会の中でやっていきますので、審議と採択の日程に入っておらず、別なオプションだとお考えいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

菅谷委員長)

今回、昨年より分量も多いと思いますので、我々も、頑張って、前もって閲覧をしていきたいと思いますので、委員の先生よろしくお願ひ致します。

それでは、この件につきましては、この案を了承するという事にいたします。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

#### (11) 報告事項第4号 豊島区教育ビジョン2015の冊子完成及び追加のパブリックコメントについて

##### <庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

おおむね好意的なコメントをいただいていると思いますので、一応、これでもう完全に締め切ったということですよ。

庶務課長)

3月25日で締め切らせていただいております。

菅谷委員長)

教育ビジョンは、本当に立派なもののできたのではないかと、委員の先生方も恐らくそう思っておられると思います。事務局の方、指導課でも頑張っていただけてどうもありがとうございます。

三田教育長)

一つ情報提供です。インドネシア大使館付きで、インドネシアの文部省と、それからインドネシア、州の各代表の教育の教育委員会の課長さん、それと校長先生たちの視察団が4月1日から5月1日までずっと日本各地を視察して歩くようですが、きょうの午前中日白小学校においでになりまして、私どもそれをずっと対応しておりました。

中心的には豊島の環境教育や学校施設をつくる中で、どういうコンセプトを生かしながら教育を考えているかに関して、21世紀型のあるべき教育の姿として学校教育についてプレゼンテーションして、私がお伝えしたのですが、桜発祥の地、漫画やアニメの発信地ということに感動されておりました。また目白小学校のいろいろな施設をごらんいただきながら、「スクールアメニティ」の特集された雑誌とパンフレットを3冊買って、お土産でお持ちいただきますといたら、すごい歓声が上がりました。日本語ですばらしかったと何度もいろいろな方に言われて、改めて外から見て直接的なつながりが深い国ではあり

ませんが、すごく親日的な真摯な感じでよく話を聞いてくださって、コメントもしてくださいました。海外からもこうやって見ていただいて評価されているので、私も頑張らなくてはいけないなという気持ちになりました。まだ入魂はこれからだと、校長会でも私ども話していきまして、そういうつもりで事務局と一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御指導いただきたいと思っております。

菅谷委員長)

いい評価をいただいて、教育委員会としても大変喜ばしいことだと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(12) 報告事項第5号 平成27年4月1日・4月7日現在 児童・生徒数及び学級数

<学務課長 資料説明>

菅谷委員長)

何か御質問ありますか。

三田教育長)

特に朝日小学校、長崎小学校に関して、1学級であっても増に転じたというのは、学校の努力と、地域の協力、応援のおかげです。小規模校のよさを大事にしていきたいと思っております。小さいところは統廃合して、大きいところだけつくればいいという総務省が出した案とは違って、微に入り細に入り、豊島の実態に応じた学校規模の運営をしているということが、いい結果になってよかったなと思っております。学校でもそれぞれいろいろあるのですが、地域特性を生かした経営をしていくことが大事です。長崎のように、外から来てその規模がきちんと一定に維持されている、また朝日のように今まで規模はあるのにどんどん出ていったのが努力によって回帰してきているという、そういうことは一定の緊張感を持って、たるんでしまえば地域からそういう評価をもらってしまうし、頑張っている結果を出していけば、いい評価がまた結果として出てくると思っております。親方日の丸で何にもしなくても、この学区の人間が自動的に来るという、もうそういう時代ではないと思っております。切磋琢磨して、それぞれのよさが引き出されていくと思っておりますので、10年間ぐらひは子どもの大きな増加傾向はないと、微増傾向が続くと言われていまして、そういう意味で、どうして消滅可能性都市になるのかはよくわかりませんが、教育の分野でいうと、安定して子どもがここで生まれて、育て、教育を受けているということかと思っております。ぜひビジョンに合わせた、そういう質的な向上を考えていかなければいけないなど、改めて思っております。

それから、中学校の私立に行く云々というような問題は、ちょうど中学校でいうと9校あるわけです。さらに近隣の中学校、私立の中学校を入れたらその数になるわけです。それに関して、公立だから私立に負けるなという議論もあるし、私立は私立のよさや特性があって、公立は公立のすばらしさがある、その中でどれを選択するのか区民の選択肢は幾つかあるほうが質の高い都市だと思います。

今回もビジョンの検討会でもいろいろな意見が出ましたが、隣接校についてもそれなりの評価を得て、保護者もそれを活用して評価を得ているということで、教育が安定してい

るといのは、そういうチョイスの機会があるっていうことが、ある意味でいい意味なので、中学校のこういう中でも学力はもう確実に上がって、全国の5位以内のところに各教科、領域ともランクするようになってきたのは、学校の先生方がすごく頑張っているからだと思います。ぜひ、そういう今の体質をこのデータから読み取って、みんなに元気を与えてくれるような分析をしてくれると非常にありがたいなと思います。

学務課長)

隣接校選択制につきましては、目的の一つである開かれた学校づくりというのが各学校で進んできて、特に朝日小学校などの場合は、ICT機器の重点配備などもございまして、私も実際に授業の風景を見たこともございます。数学とかいろいろな教科で電子黒板を活用したりしているという状況がございました。そういった地道な学校側の努力の積み重ねが地域の方にも御理解いただいて、こういう結果につながっていていると考えています。

菅谷委員長)

ほかに意見はありますか。

小中連携校が強化されると、公立中学校の進学率が少し上がることが期待されると思うのですが、今のところ多少の成果は出ているのでしょうか。

学務課長)

池袋本町小学校、池二小と文成小が一緒になりまして、そこが今お話の該当する小学校になると思いますが、隣接校のデータで見ますと、池袋本町小学校を希望していたお子さんが昨年と比べると、今年はやはり増えています。2人から4人ということで、微増ですけども増えています。逆に、池袋本町小学校区からほかの学校区を希望する方については、22人から19に減っています。ですから、そういった新しい学校について、期待している方が増えていると分析しております。

菅谷委員長)

恐らく実際の連携の部分と、施設の環境、そこが結構、選択の基準になるのかなと思います。

教育部長)

私は十二、三年前から、教育改革の推進課長というのを、3年近くやりました。そのときに小学校から中学校に上がる率が6割ぐらいだったので、もう少し上げて7割近くにしたいと考え、いろいろな小学校の英語の教育等を先駆けてやらせていただいたのですが、現状もやはり6割ちょっとということで、一定程度、区民の考え方というのはあると思いますが、地域性もありまして、都内の周辺の足立とかその辺だと、9割ぐらい小学校から中学校の公立に行くようです。中心に行くに従って率が下がっている、同じ区立の小から中に行く率が下がっているのが見受けられます。千代田に至っては5割ぐらいです。ですから、そのような形で見ますと、10年前と比べると、格段に各小学校の取り組みは進んでいると思います。ただ、選択肢が広がるという一定程度の考え方を公立へ向けるという努力はしながらも、率は上がってこないという部分はありますので、これをどういうレベ

ルで考えていくかというのは、今後校長先生方と校長会含めて、どうあるべきなのか、魅力ある学校づくりというのはどの程度進めたらいいのかその辺のスタンスが問われているのかなと思います。頑張っているのですが、率は変わっていないというのが印象でございます。

三田教育長)

例えば去年、本区の8校の中学校のうち、3校が吹奏楽で金賞をとったということはあまり知られていませんよね。それを記載した広報紙は、今までは印刷会社に出していましたが、去年はいろいろな都合で庁内印刷をして節約しました。そうするとやはり見栄えが違います。今回はきちんと印刷して、保護者や子どもたちに教育だよりとして配る回数も増やすそうと考えています。どんどん発信するつもりです。それから今の教育委員会記録も、外注して文字化して、それを何回か訂正してやっとアップされて、公開請求があれば公開に応じるという形でやっていますが、もう本当に手工業的なわけです。今はいろいろなソフトが出てきているし、例えばそういうものを取り入れて、今日終わったら、2週間もすればすぐアップできるぐらいの、スピーディーな対応で、教育委員会で議論されていることがリアルタイムに近いぐらいの勢いで発信されるといいなと思います。

それから、ホームページももっと充実させて、それを職務としてできるような人ね、今までは係がいて、課ごとに係が何かやっていたから、もう教育委員会として一貫性、総合性のあるような枠組みにはなっていませんでした。新庁舎に移るので、広報課が全部ホームページをリニューアルしました。それにあわせて教育委員会も全部やろうじゃないかと思います。各学校で頑張っていることや、いい成果をどんどん区民に返して、何となく既成概念みたいなものでずっと歴史的に積み重なっているものを、ここら辺で頑張って打ち砕いていく必要もあるのではないかと、そのぐらい自信を持ってできるような教育のレベルをつくってきているのではないかなと思っていますので、今年度は少しそういうところにも力を入れて、学校の頑張りを大いに宣伝していく、そういう役割を私どもも担っていききたいなと思っていますので、それでどれだけ変わるかというのは何とも心もとないところがありますが、まずはできることからやっていきたいと思っています。

菅谷委員長)

私立の学校等選択肢があるのは全然悪いことではないので、私立もいろいろな特徴を出して頑張っているわけですから、公立は公立のメリットや特徴をさらに発信していく努力をしたほうがいいのかと思います。

学校の運営協議会でも、発信してもらえるとさらにいいのかなという気がします。

それでは、これについてはよろしいですね。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(13) 報告事項第6号 池袋第一小学校の建替え等を考える会の立ち上げについて

<学校施設課長 資料説明>

菅谷委員長)

何か御質問ありますか。

建てかえとなりますと、その間の代替施設については何か予定がありますか。

学校施設課長)

おっしゃるとおり、建てかえですから仮校舎が必要になります。今、池袋本町小学校が仮校舎として使っているところは旧文成小学校になりますが、池袋本町小学校ができたときに移りますので、移った後に池袋第一小学校の仮校舎として使用する計画になっております。

菅谷委員長)

わかりました。

では、これについては特にありませんね。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 第26号議案 臨時職員・非常勤職員の任免

<教育センター所長 資料説明>

**人事案件のため非公開**

(委員全員異議なし 第26号議案了承)

菅谷委員長)

これできょうの議案は終わりました。

(午後5時20分 閉会)